消　費　税

国税庁
令和4年2月
（令和8年4月改訂）

免税事業者の皆様へ

インボイス制度について

インボイス発行事業者の登録の要否は以下を参照し、
ご自身の事業実態に合わせてご検討ください

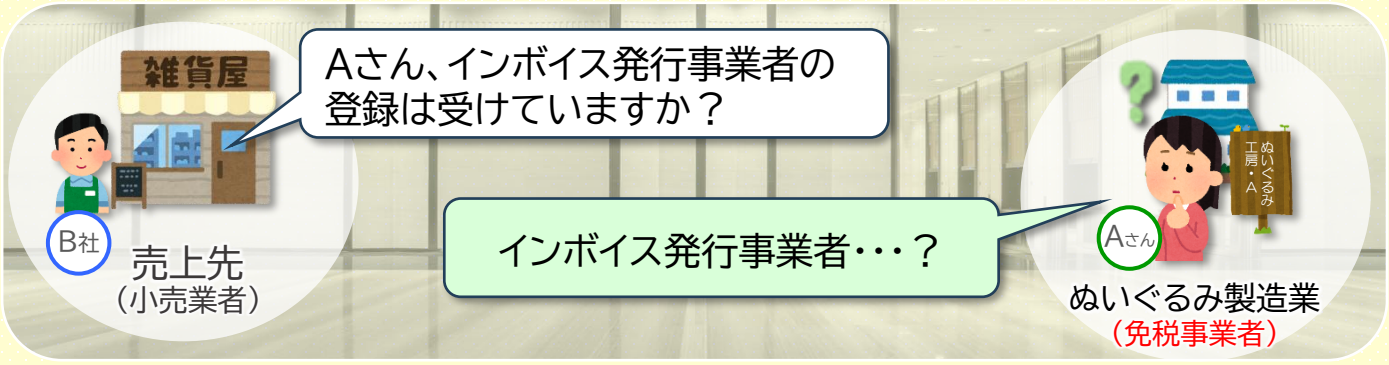

取引先から**インボイス発行事業者の登録を受けているか**聞かれたことはありませんか？

インボイス制度の概要と、**登録の要否の判断**について、ぬいぐるみを製造販売しているAさんの例で考えてみましょう。

1　どうして登録が必要なの？

2　登録を受けないと取引先はどうなるの？

3　登録を受けたら申告が必要となるの？

4　登録を受けるか、どう判断したらいいの？

5　インボイスってどう作ればいいの？

Aさんのぬいぐるみ製造の流れ

1 どうして登録が必要なの？

事業者が消費税を納税する際には、**売上げに係る消費税から、仕入れに係る消費税を差し引いて計算**し、この仕入れに係る消費税額を差し引くことを「**仕入税額控除**」といいます。

売上げの消費税額（売上税額） － **仕入れや経費の消費税額**（仕入税額） ＝ 納付する税額（納付税額）

そして、この「**仕入税額控除**」を行うには、帳簿と**インボイスの保存が必要**です。

私がAさんからのぬいぐるみの仕入れについて仕入税額控除をするには、Aさんからインボイスをもらう必要があるのです

インボイスを発行するにはどうしたらいいのですか？

インボイスを発行するには、インボイス発行事業者として**登録を受ける必要**があります

2 登録を受けないと取引先はどうなるの？

インボイス発行事業者の登録を受けないと、**売上先にインボイスを交付できず、 売上先は仕入税額控除ができません。**ただし、制度開始後8年間は、**仕入税額の一定割合を控除することができる経過措置**も設けられています。

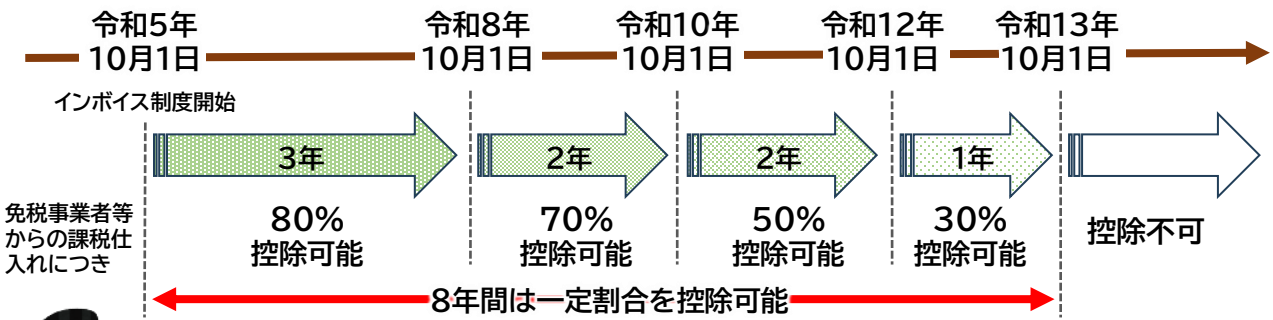

私の例では、Aさんにお支払いした金額のうち②1,500円の**80%分＝1,200円が控除の対象**となります（令和８年４月時点）

すぐに全額が控除できなくなるわけではないのですね

3 登録を受けたら申告が必要となるの？

インボイス発行事業者の登録を受けるとインボイスを交付することができますが、**消費税の課税事業者**となるため、**申告納税する義務が発生**します。

なお、Aさんのように登録を機に**免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者**の方には、**2割特例**・**3割特例**※により非常に簡易に納付税額を計算することができる経過措置があります。

実額計算不要・インボイスの保存不要・申告時に選択可

仕入れや経費の消費税額 ＝ 売上げの消費税額 × **80%**又は**70%** ※

※ 基準期間（個人事業者なら２年前）の課税売上高が1,000万円以下など一定の事業者について、
２割特例は令和８年９月30日の属する課税期間（個人事業者であれば令和８年分の確定申告）まで、
３割特例は個人事業者の令和９年分・10年分の確定申告においてのみ適用可能な特例となります。

他にも、基準期間（個人事業者なら2年前）の課税売上高が5,000万円以下など一定の事業者の方は、簡易に納付税額を計算できる、「**簡易課税制度**」を選択することも可能です。

実額計算不要・インボイスの保存不要・（**事前届出が必要**）

業種ごとに設定

仕入れや経費の消費税額 ＝ 売上げの消費税額 × **みなし仕入率**

Aさんの先ほどの取引のみについて納付税額の違いをみてみると・・・

売上げの消費税額：②1,500円

仕入れの消費税額：①1,000円

●通常の納付額計算：②－①＝500円
★２割特例での計算：②－②×80%＝**300円**
◆３割特例での計算：②－②×70%＝**450円**
▲簡易課税での計算：②－②×70%＝**450円**
製造業のみなし仕入率は70%

4 登録を受けるか、どう判断したらいいの？

登録を受けるかどうかは**事業者の任意**です。以下の要素も踏まえて検討しましょう。

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- ☐ **消費者や免税事業者、簡易課税制度又は2割特例・3割特例の適用により申告する課税事業者**である売上先は、**インボイスを必要としません**
- ☐ 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、**あなたが交付するインボイスが必要**です
- ☐ 売上先の数が少ない事業者は、**売上先に直接相談**することも考えられます

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ☐ 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として**消費税の申告が必要**です
  また、免税事業者が登録を受けた場合、登録を受けた日から**2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません**（消費税の申告が必要です）
- ☐ 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
  なお、売上先は、**経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます**（経過措置終了後は控除できません）
- ☐ 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と**取引条件の見直しを相談することも検討**しましょう

5 インボイスってどう作ればいいの？

「インボイス」には、様式の定めはありません。そのため、**現在使用している請求書や領収書等に不足している一定の事項を追加する**ことでインボイスとすることができます。

どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましょう。

～　請求書の対応例　～

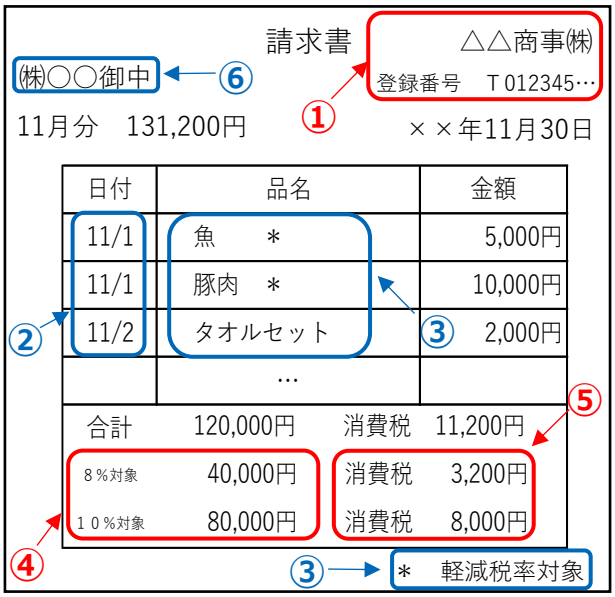

① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※　**下線部**は、特に注意を要する項目です。
※　登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です。

（補足）
売上先が「**仕入明細書（支払通知書）**」等を作成している場合、インボイスを交付する必要はありません。

登録手続

インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、**登録申請書の提出が必要です。**

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

詳しくは、インボイス制度特設サイトの「**インボイス発行事業者登録申請手続**」ページをご覧ください。

インボイス発行事業者登録申請手続 ⇒

登録を受けるかの検討に当たって

① **免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方**については、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ＆A」を参考にしてください。
公正取引委員会ＨＰ ⇒

② 制度への対応に当たり、**補助金等の各種支援策**があります。
適用条件や内容について、詳しくはリーフレットをご参照ください。
中小企業庁リーフレット ⇒

③ **新たに事業を開始**した事業者の方は、「**マンガでわかる新規開業者向け特設ページ**」を参考にしてください。
マンガでわかる新規開業者向け特設ページ ⇒

制度の詳細は、国税庁ホームページ「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください

インボイス　特設サイト